

公共施設の利用者負担の適正化 11 月 1 日開催の本部会以降の修正点

平成 29 年 2 月 7 日 公共施設マネジメント課

1 附属設備・貸出物品の利用料を規則に委任

附属設備及び貸出物品の利用料を規則で規定するものとし、物品の更新や修繕に合わせて柔軟に設定できるようにする。

- ・現状では老朽化が進み、又は故障等も見られることから、条例施行（各施設の条例改正）と同時に新たに利用料を設定するのではなく、更新又は修繕に合わせて有料化を図りたい。

2 高齢者（70 歳以上）共用利用を無料化

高齢者の健康増進のため、「共用利用」の区分がある施設について、子ども（中学生以下）に加え、高齢者（70 歳以上）の使用料を無料とする。

施設名		通常使用料 (市内の場合)
公民館	大会議室	200 円/回
サンライフ鶴巻	体育室、創作活動室、大会議室	200 円/回
	トレーニングルーム	350 円/回
中野健康センター	トレーニング室	300 円/回
カルチャーパーク	陸上競技場	100 円/回
	水泳プール	200 円/回
	総合体育館サブアリーナ等	200 円/回
	総合体育館トレーニングルーム	400 円/回
おおね公園	多目的広場	100 円/回
	トレーニングルーム	400 円/回

・使用料収入への影響

参考 平成 25 年度総合体育館トレーニングルーム使用料

5,491,300 円×0.5%（70 歳以上の割合）=27,456 円

対象施設全体でも影響額は 200,000 円以内の見込み

3 保健福祉センターの創作活動室を開放

現在、福祉事業等のみ利用され、一般の利用がされていない創作活動室（66㎡）について、利用ができるように開放し、保健福祉センター条例に位置づける。

- ・使用料 200円/30分

4 都市公園の占用利用における使用料の単位の追加

カルチャーパーク等における多様なイベントを開催しやすくするため、現在「1日単位」としている使用料に加え、「半日単位」「1時間単位」の使用料を追加する。

行為の区分	単位		改定案	現行
物品の販売、募金その他これらに類する行為	使用面積 1㎡当たり	1日につき	300円	300円
		半日につき	150円	新規設定
		1時間につき	40円	新規設定
営業を目的として写真を撮影する行為	撮影機1台当たり	1日につき	300円	300円
営業を目的として映画を撮影する行為	1日につき		5,090円	5,090円
興行の行為	使用面積 1㎡当たり	1日につき	30円	30円
		半日につき	15円	新規設定
		1時間につき	4円	新規設定
競技会、展示会、集会その他これらに類する行為	使用面積 1㎡当たり	1日につき	9円	9円
		半日につき	4円	新規設定
		1時間につき	1円	新規設定